

第12回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会会議録

- 1 日 時 令和5年2月24日(金)午後1時30分～午後2時15分
- 2 場 所 市役所東庁舎2階 第3会議室
- 3 出席者
委 員
佐藤 清彦 青田 由幸 若松 蓉子 林 勝典
渡部 正孝 高田 妙子 大内 保史 細田三起子
佐藤 拓也
事務局
市民生活部長 佐々木 忠 市民課長 佐藤 弥生
市民課総合相談担当係長 馬場千津子 主任主査 山田 一栄
- 4 欠席者
委 員
唐牛 歩 中島 紀子 鈴木 理香 佐々木 孝
門馬 忠昭 伏見伸一郎 森岡 和人 西 チイ子
- 5 会議次第
 1. 開会
 2. 委員長挨拶
 3. 会議録署名人の指名
 4. 書記の指名
 5. 報告事項
 - (1) 第11回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の報告について
 6. 議事
 - (1) 南相馬市の人権に関する条例の制定について
 - (2) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会最終報告書について
 - (3) その他
 7. 閉会
- 6 提出資料
 - 資料1 (仮称)ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例(案)
 - 資料2 (仮称)ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議規則(案)
 - 資料3 (仮称)ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例条文解説(案)
 - 資料4 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会最終報告書(案)

7 会議録

1 開会

2 委員長挨拶

(委員長)

本日は、委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。委員会も12回目の開催になりますが、ようやく条例案も形が見えてきたと思います。本日も皆様の慎重なるご審議をよろしく願いいたします。

3 会議録署名人の指名

(委員長)

それでは、次第の3の会議録署名人の指名をいたします。本日の会議録署名人には、細田三起子委員と佐藤拓也委員を指名いたします。

4 書記の指名

(委員長)

次に、書記の指名について議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、書記に事務局の山田一栄主任主査を指名いたします。

5 報告事項

(委員長)

報告事項にはいりません。
前回の報告をお願いします。

(事務局)

第11回委員会の協議内容について報告。

(委員長)

ただいまの報告について、ご質問等ありますか。

(「なし」の声)

6 議事

(委員長)

それでは、議事にはいります。(1) 南相馬市の人権に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

事前配布の資料1、2、3を基に、人権条例(案)の前回後の修正事項などについて説明。

また、9月議会提案から6月議会提案へ変更することで、パブリックコメントの手続きを4月に実施するなどスケジュールの変更について説明。

パブリックコメント手続き前の3月24日の検討委員会に条例などの関係資料の最終案についてお示しする。

(委員長)

ただ今の説明について、ご意見等ございますか。

(委員)

資料1の第3条の基本理念で、差別の主な理由に犯罪被害者や加害者が掲載されていないし、条文解説においても「その他の事由」の事例として掲載されていないが「その他の事由」に含まれるという理解でいいのですか。

(委員長)

事務局。

(事務局)

「その他の事由」の事例に加えるかは整理したいと思います。

(委員)

「その他の理由」に含まれるということであれば、それで理解します。

それと、条文解説のP3の全文解説で、中段くらいに「避難」の文言が重複して使われているので、一方を削除したほうが良いと思います。

(事務局)

整理して削除いたします。

(委員長)

その他にありますか。

(委員)

条文全体として、語尾は、「する」というように統一されているようですが、第3条は、違うのは、なにか意図があるのですか。

(委員長)

事務局。

(事務局)

当初、一つの文章になっていたものを三つの項目に分けたことありますが、今後、法規審査会に諮っていくなど精査されていきますので整理していきたいと思います。

4月のパブリックコメントの前の3月24日の検討委員会までには、文言等も整理されたものをお示しできると思います。

(委員長)

庁内でも検討していますが、まだ、100%終わっているわけではないので、これから精査したものを3月24日の委員会でご意見をいただき、パブリックコメントの手続きを経て、6月議会に提案することになります。

委員会は、次回で終わりになりますが、何か意見等があれば、遠慮なく事務局に話してもらいたと思います。

その他にありますか。

(委員)

人権を守るためには、施設の改善などについても必要だと思いますが、施設については、どこにも載っていないようですが。

(委員長)

事務局。

(事務局)

施設などの整備は、福祉計画など、それぞれの市の計画により取り組まれるもので、人権条例は、そういった計画の上位にある理念条例として、それぞれの計画につながりをもっていくものであり、そのうえで、それぞれの計画

で定められていくものと思いますので、この条例では細かくは触れることはないものと考えております。

(委員長)

その他にありますか。

(意見の声なし)

ないようなので、皆様からでた意見については、再検討していただきたいと思います。

次に、(2) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会最終報告書についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4により説明。

(委員長)

ただいまの説明について、ご意見等ありませんか。

(委員)

P23の働く人の権利についてですが、これまで検討してきたなかで、労働組合という言葉がひとつも出てこないのですが。労働組合を組織する権利も加入する権利もあるわけですから、働く人の権利として、どこかに入れるべきではないかと思います。

(委員)

市の条例に労働組合を入れることは性質上、馴染まないのではないかと思いますし、労使の間で解決することなので、市が触れるものではないと思います。

(委員長)

労働組合については、企業と社員の間でお互いに納得した中でやっていけば問題は起きないわけで、企業、事業者で努力してもらい解決することだと考えます。

その他にありますか。

(委員)

最終報告書は、どこで、どのように活用するものなのでしょうか。実際に進めていくうえでは、条例や条文解説にある事柄で進められるのですが、この最終報告書は、どのように活用していくのか伺います。

(委員長)

事務局。

(事務局)

皆様の検討結果として、中間報告については、市のホームページに掲載しており、最終報告書もホームページに掲載いたします。この検討結果があって、この条例が成り立っているということと思っています。

(委員)

人権条例をどうやって活用して、どうやって浸透させていくのか。市民の皆さんは、この条例によって守られているということを広めていかないとならないし、事業者などが、研修などに活用することで、市民の責務はあるが、守られているということを研修しながら広めていかないとないと思います。

(委員)

事務局。

(事務局)

条例の中にあります基本方針を作りながら、具体的な方向性を作っていくこととなります。その土台となるのが、この検討結果にありますので、それを踏まえつつ全庁的にどのようなことができるのか検討にしていこうことになると思います。市民に対して、どういう経過で条例を作ったのかを知ってもらうのも大事であると思います。それがひとつで、次に、市としてどういう課題を持って条例をつくったか理解していただけることも含め、今後の方針、方向性について、この検討結果の中から、どのように選択していくのかまで整理していきたいと思っています。

(委員長)

その他ありますか。

(委員)

できれば、この条例の位置づけ、上位にあって、すべてに関わっているのがわかるような図解があってもいいのかなと思います。

(委員長)

検討したほうが良いと思いますかどうか。

(事務局)

推進計画のなかで検討することになりますので、お示しできると考えています。

(委員長)

その他にありますか。

(意見の声なし)

なければ、この案で進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

次に、(3) その他に入ります。

私のほうから伺いたいことがあります。

条例の前文には、LGBTQとか多様性といった文言が入っていますが、いま、「パートナーシップ制度」について目にする機会が多くなってきていると思いますが、南相馬市も人権条例を策定するにあたり、パートナーシップ制度を制定するといったことは、考えているのでしょうか。

(事務局)

パートナーシップ制度については、検討はしておりませんでした。各自治体が取組みは始めている状況は目にしているところです。県内では、まだ、制定しているところはありませんが、昨年12月に富岡町が検討していると発表したことは聞いております。多様性への取組みが全国的にされているなか、今回、人権条例を制定していくいきながら、これについても視野にい

れて検討していく必要があるものと考えております。

(委員長)

今後、検討していくことになるものと思います。

その他皆様からありませんか。

(委員)

りっぱな条文ができたと思います。いろいろな観点から、いろいろな問題意識が市民から出されてくるとはと思いますが、それに対してきちんと対応できるような活動ができればいいなど、今後に期待しています。

(委員長)

他になければ、次回の開催について事務局からお願いします。

(事務局)

次回の開催は3月24日を予定しております。

(委員長)

ほかになければ、以上で議事について、すべて終了いたします。委員の皆様には、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

7 閉会